

お待たせしました!!

蓼科山荘バスツアー

『南信州再発見の旅』

実施内容

アルプス眺望ローカル列車(イメージ)

(1) 出発日：平成30年11月26日(月)～11月27日(火)

(2) 宿泊先：トヨタ車体蓼科山荘



(3) 募集人員：40名様(最少催行人員20名) (8人部屋×2室)(6人部屋×4室)(5人部屋×2室)(4人部屋×4室)

※できるだけ定員に近い人数でお申込みください(相部屋になることもあります)

(4) 参加資格：トヨタ車体従業員、OBおよびその同行者

(5) 会費：大人 18,000円 / 人

(6) 日程

	1日目		2日目
8:00	・トヨタ車体(株) 富士松工場 発	8:30	・トヨタ車体蓼科山荘
8:30	・鞍ヶ池PA (鞍ヶ池PAからも乗車できます)	9:00	・蓼科自由農園 茅野店(ショッピング)
10:10	・おかし之城 飯田城	11:26	・JR飯島駅
	<p>まずは道中のおやつの準備しましょう!! お菓子の詰め放題に挑戦!!</p>		<p>冠雪の始まった中央・南アルプスを眺めながらローカル列車で移動します!! ※列車は自由席ためお席は確保していません。</p>
10:50	・山都飯田(正月飾り作り体験・昼食)	11:54	・JR伊那大島駅
	<p>年越しに備えて水引を使った正月飾りをつくりましょう!!</p>	12:05	・鮪ごちそうや 松乃本店
	<p>正月飾りを作ったあとは豪華マツタケづくしの昼食を堪能いただけます!!</p>		<p>江戸前寿司と本格和食をご賞味!!</p>
		13:30	・市田柿村
13:30	・なかひら農場 水引正月飾り (イメージ)		<p>晩秋の風物詩「市田柿の柿すだれ」を見学!! お好きな1連(5個)を選んでお土産に!!</p>
	<p>りんごジュース工場を見学!! 10種のジュースの試飲と 訳ありりんご5kg詰め放題に挑戦!!</p>	14:30	・信州つけものセンター伊那路
			<p>伊那のお漬物を試食・ショッピング!! お土産も用意しています!!</p>
16:30	・トヨタ車体蓼科山荘(泊)	16:15	・鞍ヶ池PA
		17:30	・トヨタ車体(株) 富士松工場

今回もみどころいっぱい!!

- ①お菓子の詰め放題 ②訳ありりんご5kg詰め放題 ③水引正月飾り製作
④列車からのアルプス眺望 ⑤半熟市田柿試食・お土産 ⑥お漬物のお土産

申込方法と問い合わせ先

(1) 受付期間：平成30年10月15日(月)～平成30年10月31日(水)

(2) 申込方法：電話・FAXにて『株式会社エル・エス・コーポレーション』へ直接お申込みください

※電話申込み頂いた場合も必ず締切日までに郵送、FAX、e-mailにて申込書をご送付ください

(3) 連絡先：TEL080-6953-0296(直通) / 月曜～金曜日 08:30～17:30

FAX(0566)36-7647

(4) 抽選日：平成30年11月01日(木)

(5) 当選連絡：当選の方には11月02日(金)までに電話もしくは書面にて連絡致します



市田柿すだれ (イメージ)

国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。)

1 募集型企画旅行契約

- この旅行は以下の旅行企画・実施者(以下「当社」というが企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
 - 株式会社エル・エス・コーポレーション
(愛知県知事登録旅行業 第2-1429号)
愛知県刈谷市一里山町金山100番地
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行の申込み方法

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みいただきます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申し込み時点では予約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から申込締切日までで申込書を提出していただきます。この期間に申込書が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 申込書の提出があっても、旅行契約の締結の順位は関係なく、申し込み締め切り後の抽選により予約の確定となります。
- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイティング登録」といいます。)その際、「申込書」を提出していただきます。当社は予約が完了した場合、速やかにその旨を通知します。この時契約の成立となります。

3 申込条件

- 18歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。
- 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要な方は、お申込時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために開所者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないとします。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込をお断りすることがあります。
 - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認めるとき。
 - ③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④お客様が風雪を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行当日の出発前に現金にてお支払いいただけます。

5 旅行代金に含まれているもの

- パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場、拝観等)、及び消費税等諸税
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6 旅行代金に含まれないもの

- 第5項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
 - 傷害・疾病に関する医療費

7 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

8 お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

9 お客様による旅行契約の解除・払戻し

- お客様のご都合により途中で離回された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをしません。
- お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、連絡料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

10 旅程管理

- 当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けとられるために必要な措置を講ずること。
 - 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめよう努力すること。

11 添乗員等

- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第10項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

12 お客様に対する責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して社へ通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによらず生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被らされたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

13 お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14 特別補償

- 当社は、第12項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡保障金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他これら物等補償の対象とならないものがあります。
- 当社が募集型企画旅行約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 地震、噴火、津波及びこれら事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

15 団体・グループの契約について

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して携行し、又は将来を負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

10 取消料

旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下に定める取消料をお支払いいただきます。

	取消料
(1) 2日～6日前	432円
(2) 旅行開始日前日	1,080円
(3) 旅行開始日当日((4)を除く)	2,160円
(4) 旅行開始後及び無連絡不参加	2,160円

11 その他

- お買物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、賞品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受取りなど必ず行ってください。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- 個人情報の取り扱いについて
当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様の連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただいたほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供します。